

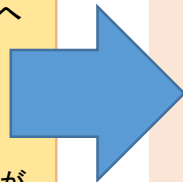
「トイレのモデルケース」作成等の方向性について

平成27年9月7日
内閣府(防災担当)

1-1. 「暮らしの質向上検討会」提言(抄)

総論(防災の観点)

- 災害時は、短時間でトイレ空間の快適さが著しく損なわれる(健康被害へとつながるケースもある)
- 防災拠点となる公共施設の約6割が学校施設(高齢者等への負担が大きい、節水非対応)



取組

1. トイレに関する「基本的な考え方」の提示

- 施設管理者において、「基本的な考え方」を踏まえた対応を行う。
- 関係省庁において、「基本的な考え方」を踏まえ、自ら基準等を見直し、又は関係団体等に見直しを要請する。

(基本的な考え方)

- ・ トイレは男女別に設置する。便器は男女の平均利用時間の差や、男女の利用実態を反映した数とし、待ち時間の男女均等化に努める。
- ・ 明るさを確保し、安全面に配慮する。特に配慮が必要な場合は、照明や見通しの確保等、必要な安全確保の措置を講じるよう努める。
- ・ 通気性・清潔性の確保に努める。
- ・ 落書きの防止・消却に努める。
- ・ 使用方法、マナー等の周知に努める。

2. 避難所のトイレの改善

- 各教育委員会に対し、避難所に指定された学校について、防災担当部局と連携しつつ、災害時の確保を盛り込んだ「施設利用計画」を策定するよう促す。その際、女性や高齢者、障害者等にも配慮した内容とするよう留意する。

3. 避難所のトイレのモデルケースの提示

- 避難所における災害時のトイレの適切なモデルケースを提示することとし、関係者による検討会を設置してその具体的な内容等について検討を行う。

1-2. 女性活躍加速のための重点方針2015に基づく取組

女性活躍加速のための重点方針2015(平成27年6月26日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)に基づいて「4. 暮らしの質の向上のための取組」として進める取組(避難所関係抜粋)

(1)暮らしの質の向上に資する空間づくり

①快適性・清潔性・安全性についての施策

ウ)学校や公園等のトイレ

○快適なトイレ空間を確保するとともに、災害発生時に備えるため、改修資金を工夫しつつ、トイレの改修を進める。

④防災

ア)避難所のトイレの改善

○特に、避難所に指定されることが多い学校施設については、各教育委員会に対し、避難所に指定された学校について、防災担当部局と連携しつつ、災害時のトイレの確保を盛り込んだ「施設利用計画」を策定するよう促す。その際、女性や高齢者、障害者等にも配慮した内容とするよう留意する。(上記のほか「①ウ」【再掲】)

イ)避難所のトイレのモデルケースの提示

○避難所における災害時のトイレの適切なモデルケースを提示することとし、関係者による検討会を設置してその具体的な内容等について検討を行う。

2. 「取組指針」での「トイレ」に関する主な規定

OP9 第1-2-(2)福祉避難所の整備

福祉避難所とは、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所のことである。災害救助法が適用された場合において、都道府県又はその委任を受けた市町村が福祉避難所を設置した場合、おおむね10人の要配慮者に1人の生活相談職員（要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）等の配置、**要配慮者に配慮したポータブルトイレ**、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材の費用について国庫負担を受けることができる。

OP11 第1-4-(2) その他備蓄品の備蓄等

① **仮設トイレを備蓄しておくこと。なお、バリアフリーに対応したトイレも備蓄しておくこと。**

OP12 第1-4-(3) 生活用水の確保

飲料水の他に、**トイレや避難所の清掃**、洗濯、機材の洗浄などの用途に欠かせない「生活用水」の確保が必要になる。命の継続に不可欠な飲料水は支援物資として確保されるが、その他の用途の水についても、感染症の防止等、衛生面の観点から、衛生的な水を早期に確保できるようタンク、貯水槽、井戸等の整備に努めることが望ましいこと。

OP14 第2-2-(2) 避難所の機能

- ③ 障害児者用トイレを障害児者以外の被災者が使用することで混雑し、本来、**障害児者用トイレの使用を必要とする障害児者が利用できないということがないようにするとともに、要配慮者のトイレの使用を支援する要員も確保するよう努めること。**なお、要員については、避難所の運営にあたり、被災者自身の役割分担を決める中で確保できるよう努めること。
- ⑤ 物理的障壁の除去（バリアフリー化）がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう、**速やかに障害児者用トイレ、スロープ等の仮設に努めること。**
- ⑦ 災対法86条の6に基づき、被災者の避難所における生活環境の整備に必要な措置を講ずるため、優先順位を考慮して、必要に応じ、次の設備や備品を整備しながら、**被災者に対する男女別のトイレ・更衣室・洗濯干し場や授乳室の設置等**によるプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保の他、子どもの遊びや学習のためのスペースの確保等、生活環境の改善対策を講じること。

3. 論点等①(取組指針とトイレのモデルケースの関係等)

(論点等①)

- 避難所に関する「取組指針」(に規定するトイレに関する事項)と「トイレのモデルケース」との関係、「トイレのモデルケース」の位置づけをどう考えるか。

(考え方)

- 現在の「取組指針」(避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針：平成25年8月内閣府作成。以下「取組指針」という。)には、対応することを求めている事項のほか、対応することが「適切」としている事項や「望ましい」事項等が混在。
- (親)検討会でも、一部委員から、理想形の避難所運営だけではなく、実態に即した混乱期の避難所、フェーズに応じた避難所対応の作成や、セカンドベスト、サードベストの検討が必要との意見があり、こうした意見も踏まえ、「トイレ」については、
 - ・ 取組指針(今後改訂するもの)には、できる限り対応が求められる「事項」(例：仮設トイレを備蓄、トイレの清掃等)を記述する
 - ・ トイレのモデルケースは、市町村等が、トイレの確保や運営を行っていく上で、標準・手本となるような、より具体的な方法や留意事項、実務上の手引き等を記述する。と整理することが考えられるが、どうか。

3. 論点等②(取組指針(トイレ部分)の見直しの内容等)

(論点等②)

- 避難所に関する「取組指針」に規定するトイレに関する事項に関し、追加・修正等が必要な事項はあるか。

(考え方)

- 阪神・淡路大震災や東日本大震災において、避難所等で健康を害して死亡するという関連死がみられ、その原因の一つにトイレの問題(トイレを無理に我慢する)があるとされている。また、被災により、劣悪な衛生状態となる場合もあり、避難者の健康や衛生環境の確保のため、避難所のトイレの改善を図ることが重要であるとの「必要性」を、取組指針の中にも明記することが考えられるが、どうか。
- 「暮らしの質向上検討会」提言の中のトイレに関する「基本的な考え方」に盛り込まれている各事項を、取組指針に明記することが考えられるが、どうか。
- 口永良部島の噴火の際の対応を参考とし、高齢者等が安心して利用できるよう、男女とも「洋式便器」を必ず確保することを、取組指針に明記することが考えられるが、どうか。

(次ページに続く)

3. 論点等②(取組指針(トイレ部分)の見直しの内容等)

(論点等②)

- 避難所に関する「取組指針」に規定するトイレに関する事項に関し、追加・修正等が必要な事項はあるか。

(考え方)

(前ページから続く)

- このほか、取組指針に明記することが考えられる事項等はあるか。

(例)

- ・ トイレの責任者・指揮命令系統の明確化
(取組指針において、各避難所の「運営責任者」がトイレに関する責任者であること、また、例えば、環境班の役割としてトイレの管理等の業務を明記したり、トイレ班を置くこと等が考えられる。)
- ・ トイレの衛生に関する人材の育成
(まずは、防災訓練でのトイレの設置運営訓練の推進等が考えられる。)

(参考) 「暮らしの質向上検討会」提言(抄)

1. トイレに関する「基本的な考え方」の提示

- 施設管理者において、「基本的な考え方」を踏まえた対応を行う。
- 関係省庁において、「基本的な考え方」を踏まえ、自ら基準等を見直し、又は関係団体等に見直しを要請する。

<基本的な考え方>

- ・ トイレは男女別に設置する。便器は男女の平均利用時間の差や、男女の利用実態を反映した数とし、待ち時間の男女均等化に努める。
- ・ 明るさを確保し、安全面に配慮する。特に配慮が必要な場合は、照明や見通しの確保等、必要な安全確保の措置を講じるよう努める。
- ・ 通気性・清潔性の確保に努める。
- ・ 落書きの防止・消却に努める。
- ・ 使用方法、マナー等の周知に努める。

3. 論点等③(トイレ数(目安))

(論点等③)

● 「トイレのモデルケース」に規定する、目指すよう努めるべきトイレ数(目安)についてどう考えるか。

(考え方)

- トイレ数については、
 - ・ 発災直後から必要であることから、一定個数を事前に確保し、その後のニーズに応じて増やすこと
 - ・ 高齢者や車いす使用者のため、必ず洋式便器を含む必要があること
 - ・ 男性用と女性用に区別し、女性用トイレを多く配置すること等を踏まえて、望ましい数値を設定することが必要と考えるがどうか。

- また、過去の震災時の状況や前例、「国際基準」等も十分踏まえて設定することも求められるのではないか。

(次ページで考えられる選択肢を整理)

3. 論点等③(トイレ数(目安))

(論点等③)

● 「トイレのモデルケース」に規定する、目指すよう努めるべきトイレ数(目安)についてどう考えるか。

【A案】 避難者「約20人」当たり「1個」を目安とする。
(北海道南西沖地震での例や、UNHCRの目安をもとに設定)

【B案】 当面は避難者「約50人」当たり「1個」を目安とする。
(スフィア・プロジェクトの基準をもとに設定)

【C案】 避難者「約75人」当たり「1個」を目安とする。
(阪神・淡路大震災において、苦情がほとんどなくなった数値をもとに設定)

【D案】 災害当初は「約50人」当たり「1個」を目安とし、その後、避難が長期化する場合には、「約20人」当たり「1個」を目安とする。
(段階に応じた目安の設定)

【E案】 その他の案

※トイレの数(目安)は仮設トイレと施設のトイレの個室(携帯トイレを使用)を合わせた数

(参考)「暮らしの質向上検討会」提言の別紙「災害用トイレについて」(抄)

○過去の災害における仮設トイレの数

災害名	仮設トイレ数	状況等
北海道南西沖地震	約20人に1基	混乱なし
阪神・淡路大震災	約75人に1基	左記の数量が配備された段階で苦情がほとんどなくなる
雲仙普賢岳噴火災害	約120～140人に1基*	不足気味

(出典:「震災時のトイレ対策」(1997)「(財)日本消防設備安全センター」)

○トイレの個数

UNHCR(国連難民高等弁務官事務所)が示す数量の目安	状況により対応を選択 第1案 1世帯あたり1基 第2案 20人あたり1個室 第3案 100人あたり1個室または1排泄区域
スフィア・プロジェクトにおける最低限のトイレの数*	一時避難所における最低トイレ数 ・50人に1基 ・女性対男性の割合は、3対1

* 出典:スフィア・プロジェクト「人道憲章と人道対応に関する最低基準(2011年版)」

なお、トイレの個数はあくまでも目安であり、待ち時間がないように留意しつつ、一日の処理・貯留能力が避難者数に見合ったものとなればよい。

(参考)「暮らしの質向上検討会」提言の別紙「災害用トイレについて」(抄)

<200人で3基のトイレを設けた場合の汚水発生量の計算例>

項目	計算式
1日当たり排泄回数	$200人 \times 5回 / 人 \cdot 日 * = 1,000回$
1日当たり洗浄水量(簡易水洗使用)	$200cc / 回 \times 1,000回 / 日 = 200リットル / 日$
1日当たり汚水発生量	$200リットル + (300 \sim 400リットル / 日)$ $= 500 \sim 600リットル / 日$
3基のトイレが満杯になる日数 (便槽450リットルの場合)	$1,350リットル \div (500 \sim 600リットル / 日)$ $= 約2.2 \sim 2.7日$
※仮に10基のトイレを設置した場合の 満杯になる日数	$4,500リットル \div (500 \sim 600リットル / 日)$ $= 約7.5 \sim 9日$

- 出典: 日本トイレ研究所『第1回災害時トイレ衛生管理講習会テキスト』(2012)
- 出典: 震災時のトイレ対策のあり方に関する調査研究委員会『震災時のトイレ対策—あり方とマニュアル—』(1997)「(財)日本消防設備安全センター」
- 1人1日あたりの排泄量は1.5~2リットル(防災公園計画・設計ガイドライン:(財)都市緑化技術開発機構)
- 200人の避難所で1日に発生するし尿量は300~400リットル
- 簡易水洗の場合は1回あたり約200ccの洗浄水量を加算

3. 論点④(女性・高齢者等への配慮事項)

(論点等④)

- 女性、高齢者等への配慮に関し、追加すべき事項はあるか。

(考え方)

- 女性や高齢者等への配慮についても、「暮らしの質向上検討会」提言の別紙「災害用トイレについて」において、有識者の意見等をもとにまとめられているが、追加修正等が必要な事項はあるか。

(追加例)

- ・ 女性トイレにおける、生理用品を捨てるためのごみ箱の確保、ウェットティッシュの配置等
- ・ 幼児への配慮
(子ども専用トイレの確保、子ども用補助便座の配置等)
- ・ 外国人への配慮
(外国語の表示や掲示物の貼付、外国語の通訳者の確保等)

(参考)「暮らしの質向上検討会」提言の別紙「災害用トイレについて」(抄)

○女性への配慮

- ・避難所の運営に女性が参画する。女性に必要な物資や衛生、プライバシー等に関する意見を反映させるようにする。
- ・トイレは男性用、女性用の区別を設け、予め女性用トイレを多く設置する(使用に要する時間を考慮)。
- ・安全面に配慮し、暗がりにならないような場所に設置(夜間使用のため、入口に照明)するとともに、屋外の場合、布製ではなく、比較的堅牢な上屋を設ける。施錠を設ける。
- ・行列に並びづらい女性が多いことに配慮し、行列の目隠しをする。(※1)
- ・女性用トイレには生理用品を常備する。
- ・着替えスペースを設ける。
- ・鏡や荷物を置くための棚、フックを設ける。
- ・子どもと一緒に入れるトイレを設ける。
- ・おむつ替えスペースを設ける。

○高齢者、障害者への配慮

- ・高齢者や障害者の意見をできる限り反映できるようにする。
- ・洋式便器を使用できるようにする。
- ・トイレを待つための休憩場所を設ける。
- ・手すりを設ける。
- ・段差のないアプローチとし、使い勝手の良い場所に設ける。
- ・過度に寒く(暑く)ならないようにする。
- ・人工肛門・人工膀胱保有者のための装具交換スペースを設ける。

※1

各トイレの入り口をパーテーション等の壁を設け、列に並んでいるところが見えないようにすること。例えば、右の写真のように、平時は駐輪場、災害時にはマンホールトイレとして使用できる駐輪場一体型の組立トイレがあるが、各個室の前にパーテーションを設けるためのスペースがある。



3. 論点等⑤(災害用トイレの組み合わせモデル)

(論点等⑤)

- 「トイレのモデルケース」に規定する「組合せモデル」について、どう考えるか。

(考え方)

- 災害用トイレの組み合わせモデルについては、「暮らしの質向上検討会」提言の別紙「災害用トイレについて」において、有識者の意見や日本トイレ研究所が作成したテキスト等をもとにまとめられており、特段の問題等はないと考えるが、どうか。

(参考)「暮らしの質向上検討会」提言の別紙「災害用トイレについて」(抄)

処理方法の種類	特徴	トイレの種類
A下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道が使用でき、水を確保できる時に使用可 ・処理能力は大きい 	<ul style="list-style-type: none"> ・マンホールトイレ(全種) ・既設水洗トイレ
B汲み取り	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、水不要 ・処理能力は汲み取り体制が機能するか否かに左右される。(注1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・既設トイレ(便槽貯留) ・組立トイレ、仮設トイレ(便槽型) ※簡易水洗の場合は水が必要 ・自己処理型トイレ ※初期水が必要なタイプがある
C保管・回収	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に水不要 ・別途、排泄物を含む廃棄物の保管場所の確保が必要(注2) ・処理能力は、携帯トイレ等の個数及び保管・回収能力に左右される 	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯トイレ ・簡易トイレ ・自己処理型トイレ

(注1) 1人1回約 200～300ml、1日5回の排泄が平均的であり、100人の場合、1週間の排泄量は約 700～1050ℓ。

(注2) 1人1日約5回の排泄として、100人で1週間に約 3,500 回行われることに留意。携帯トイレの場合、1袋／2～3回で使用したり、水分である尿のみ別処理(注3)すれば、発生する廃棄物量を抑えることができる。

(注3) 組立トイレの中には、排泄物を滅菌した後、固(糞便)と液体(尿)を分離して液体のみを排出する「固液分離方式」のものがある。

(参考)「暮らしの質向上検討会」提言の別紙「災害用トイレについて」(抄)

<ケース1:水が確保でき、下水道が機能する>

- ・A 既設トイレ (既設トイレで不足が生じる場合は、以下の災害用トイレが必要。)
- ・C 携帯トイレ、簡易トイレ ・A マンホールトイレ(全種)
- ・B 組立トイレ(便槽型)

<ケース2:発災直後(水道×)>

- ・C 携帯トイレ、簡易トイレ ・A マンホールトイレ(全種)

<ケース3:汲み取り体制は機能する(水道× 下水道× 汲み取り○)>

- ・C 携帯トイレ、簡易トイレ ・B 組立トイレ(便槽型)、仮設トイレ(便槽型)、マンホールトイレ(貯留型)、既設トイレ(便槽貯留型)


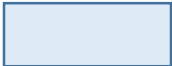
<ケース4:汲み取り体制も機能しない(水道× 下水道× 汲み取り×)>

- ・C 携帯トイレ、簡易トイレ ・B 組立トイレ(便槽型)、仮設トイレ(便槽型)、マンホールトイレ(貯留型)、既設トイレ(便槽貯留型)、車載トイレ

(参考)「暮らしの質向上検討会」提言の別紙「災害用トイレについて」(抄)

災害用トイレの種類	発災 ～3日間	～1週間	～2週間	～1か月	～3か月
Aマンホールトイレ					
B組立トイレ(便槽型)					
B仮設トイレ(便槽型)					
B車載トイレ					
C携帯トイレ					
C簡易トイレ					
C自己処理型トイレ					

(参考)時間経過にともなう災害用トイレの組合せのモデル例(日本トイレ研究所(2014)「災害時トイレ衛生管理講習会テキスト」を参考に作成)

- (注1) 前提上記の前提条件として、下水道が使用できるか、貯留型のマンホールトイレがある条件下で、仮設トイレが2週間後に到着することを想定。
- (注2)  は主な対応期間。  は補助的な位置づけ。
- (注3) 携帯トイレは備蓄個数及び保管・回収能力によっては3日を超えて主力となりうる。車載トイレは数が少なく、簡易トイレ及び自己処理型トイレは価格が比較的高いため、上表では補助的な位置づけとしている。
- (注4) 組立トイレ(便槽型)は「固液分離方式」だと、便槽の限界までの回数は飛躍的に増加する。

3. 論点等⑥(担当者向け実務資料の追加等)

(論点等⑥)

- その他、市町村の実務担当者が適切に対応できるよう、追加等すべき事項はあるか。(例:清掃の実施方法、マニュアル、管理者用チェックシート等の追加)

(考え方)

- 兵庫県が作成した「避難所等におけるトイレ対策の手引き」を活用し、トイレのモデルケースの中に、当該手引きにあるチェックシート等を追加することが考えられるが、どうか。

(追加例)

- ・ トイレの種類ごとの概要と使用上の留意点
- ・ 仮設トイレの調達に係る協定の締結など、民間事業者との連携
- ・ 衛生面に配慮した避難所での清掃の実施方法(チェックリスト等)
- ・ 担当者用のマニュアルやチェックシート

(※) 備蓄や調達は市町村が原則行うが、避難所の設置初期の不足を補う方法の一つとして、都道府県は、予め域内市町村のトイレ等の備蓄状況を把握しておき、発災後、被災市町村と調整を行い、必要に応じ、早期に隣接市町村や民間事業者から必要な数を調達することが望ましく、それを取組指針で明記してはどうか。

(参考)兵庫県「避難所等におけるトイレ対策の手引き」(抄)

災害発生

〈避難所を開設する〉

〈水道、下水道が機能する〉

既設トイレ (不足が生じる時は仮設が必要)



既設トイレ

〈既設トイレが機能しない〉

〈発災直後など仮設置までの間〉

携帯トイレ

簡易トイレ (※電源不要タイプ)



携帯トイレ



簡易トイレ
(電源不要タイプ)

〈汲み取り体制が機能する〉

組立トイレ

仮設トイレ



仮設トイレ



組立トイレ

〈汲み取り体制が機能しない〉

〈近くにマンホールがあり下水道管が使用できる〉

組立トイレ (マンホール直結型)

仮設トイレ (マンホール直結型)

※下水道が機能しないときは、「便槽貯留方式」以外は不可

〈近くにマンホールがない〉

簡易トイレ (※電源必要タイプ)

自己処理型トイレ (※電源確保が必要)

車載トイレ

携帯トイレ



簡易トイレ
(電源必要タイプ)



自己処理型トイレ

〈自宅避難をする〉

〈水道、下水道が機能する〉

既設トイレ

〈水道、下水道が機能しない〉

携帯トイレ



車載トイレ

5 健康被害の防止と衛生対策

大規模災害発生時には、建物やライフラインの被害により、避難所等に被災者が集中し、かつ施設等の既設トイレが使用不能になることにより、衛生状況が悪化するおそれがある。また、過去の災害では、排泄を抑えるための飲食を自制することによる健康被害の事例も報告されている。

トイレの状況や感染者の有無等を踏まえて、循環器疾患や感染症等の発症、拡大を防ぐために、継続的に清掃活動を行う必要がある。

(1) トイレの使用にかかる課題と留意点

- ① トイレが使えないため水分摂取を制限すると脱水になる。脱水は各臓器の機能低下や脳卒中・心筋梗塞・尿路感染症・肺栓塞症(エコノミークラス症候群)などを引き起こす。また、免疫力を低下させ感染症にかかりやすくなる。

【対策内容】

- 十分な食事を摂取するとともに、1日1,300ml程度の飲料水を摂取し、1日4回以上の排尿回数を確保するよう呼びかける。
(夏期は発汗量が増加するため、多めに水分摂取する)
- トイレ掃除を徹底し、清潔で安心できる明るいトイレ環境をつくる。
- トイレを我慢しないよう呼びかける。

② その他の留意点

- 人工肛門等の方々の汚物流し台や乳幼児等のオムツ交換台などのスペースを確保する。
- 便座が冷たい場合は、衛生面に配慮しながらカバーをするなどの工夫をする。
- 外国人にも配慮し、使用方法等を掲示する。
- 様々な事情を有する人々が居住しているため、できる限りきめ細やかな対応に努める。
- 内部障害者は、自分から言わないことが多いので、声をかけるようにし、注意しておく。

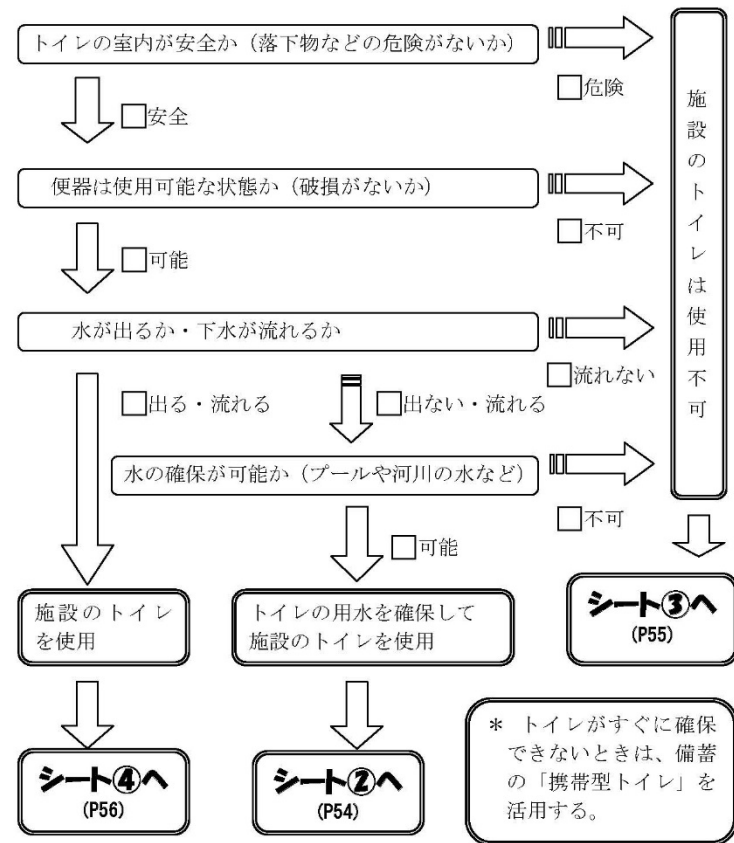
(参考)兵庫県「避難所等におけるトイレ対策の手引き」(抄)

トイレ対策チェックシート①

避難所トイレの確保

- 避難所のトイレが使えるか使えないかの確認を早期に行う
- 使用できない場合は、別途トイレを確保する必要がある

【トイレ確認のチェック項目】※あてはまる方にチェック



トイレ対策チェックシート③

災害用トイレを設置

- 施設のトイレが使用できない場合は、災害用トイレを設置

- 組み立てる前に、施設の利用計画などを参考に設置場所を決定
※ 組み立ててからの移動はできない。
※ 居住スペースににおいが流れない場所に設置する。
- 災害用トイレを、組み立てる。
※ 和式、洋式がある。
※ 設置には大人4～5名は必要なので、避難者の協力を得る。
- トイレは男女用に分け、障害者、高齢者、子どもが洋式を優先して使用できるようにする。
※ 取り急ぎ必要な場合は、洋式から組み立てて対応する。
- トイレトペーパーを備え付ける。不足する場合は、施設のトイレから借りる。
※ 避難所への物資支援が始まった後は、市町の災害対策本部に必要な数量の確保を要請する。
- 消毒液を確保するなど、衛生面にも配慮
※ 手洗いの水が確保できない場合、消毒液などで代用する。
※ ペットボトルなど備蓄している飲料水は、飲料用としての活用を優先し、避難者数を考慮して余裕がある場合は、節水して活用する。
- トイレの場所や使用方法を十分に周知して使用開始
※ トイレを確保できたら、ルールを決めて衛生的に使用する。